

郵 送 に よ る 転 出 届 (転 出 証 明 書 交 付 申 請 書)

令和 年 月 日

..... 南国市長 様

申 請 者	住 所	高知県南国市 <small>(引っ越し前の住所を記入してください。)</small>		
	氏 名	印 <small>(自筆の場合は不要)</small>	電 話 番 号	自宅・携帯・勤務先・他()

※ 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

以下のとおり転出しましたので届け出ます。

異動年月日(住み始めた日) 令和 年 月 日				
新住所(引っ越し先)				
世帯主				
今までの住所				
高知県南国市				
世帯主				
本籍地				
筆頭者				
異動した人の氏名	生年月日	性別	世帯主との続柄	マイナンバーカード について
	T・S・H・R ・	男・女		有・無
	T・S・H・R ・	男・女		有・無
	T・S・H・R ・	男・女		有・無
	T・S・H・R ・	男・女		有・無
	T・S・H・R ・	男・女		有・無

次のものをそろえて

〒783-8501 高知県南国市大塚甲 2301 番地 南国市役所市民課市民係

あてにお送りください。

- ◆必要事項を記入した転出証明書交付申請書 (この用紙)
 - ◆本人確認のための身分証明書のコピー (運転免許証・マイナンバーカード等)
 - ◆(転出証明書が必要な方のみ) 返信用封筒 (引っ越し先住所・氏名を書いて切手を貼ったもの)
- 問い合わせ先 : 088-863-4833

※ 必ず次のページを確認してください。

郵送による転出届（転出証明書交付申請書）を提出される皆さんへ

◎「異動した人」の中に、有効な「マイナンバーカード」を所有しており、転入先の市区町村役場の窓口で手続きできる方が1人でもおられる場合は、「特例による転入」により転入手続きを行うことができます。

この条件に該当する方は、「転出証明書」を発行しませんので、返信用封筒は不要です。

「特例による転入」・・・マイナンバーカードをお持ちの方は、郵送等（窓口でも受付しています）で転出届を提出するだけで、転出証明書がなくてもマイナンバーカードで転入のお手続きができます。

※転出手続きが完了するまでは、転入の手続きを行うことはできませんので、手続きが完了次第申請者にご連絡いたします。電話番号は必ず連絡のつく番号をご記入ください。

◎「異動した人」の中にマイナンバーカードを持っている方がいても、全員のカードの有効期限が切れていたり、カードの所在が分からない場合は、「転入の特例」を受けることができません。

◎「異動した人」の中に「マイナンバーカード」をお持ちの方が1人もいない場合は、紙による「転出証明書」を発行しますので、返信用封筒を同封してください。

◎マイナンバーカードをお持ちの方で、紙による「転出証明書」の発行が必要な方には、「転出証明書」を郵送しますので、その場合も返信用封筒を同封してください。（※返信用封筒を同封している場合は、特例による転出でも「転出証明書」を返送します。）受け取った「転出証明書」を引越し先（転入地）の市区町村役場へ持参し、転入の手続きをしてください。